

## 小郡市ごみ収集カレンダー及びごみ袋の外装袋に掲載する広告の取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小郡市が作成するごみ収集カレンダー及びごみ袋の外装袋（以下「外装袋」という。）に掲載する有料広告の取扱いを定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

### (広告の範囲)

第2条 掲載する広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載広告として市長が適当でないとするもの

### (広告の大きさ、掲載料等)

第3条 ごみ収集カレンダー及び外装袋の種類、広告の大きさ、枠数及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告の掲載位置は、市長が決定する。
- 3 広告掲載枚数は、市が1会計年度の予算で作成する枚数とする。

### (広告掲載希望者の募集)

第4条 市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を広報おごおり、市ホームページ等により公募するものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、個別に広告の募集案内をすることができる。

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、あらかじめ市長が指定する期日までに、小郡市ごみ収集カレンダー及び外装袋広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿（様式第2号）（広告掲載希望者が法人の場合に限る。）
- (2) 掲載を希望する広告案

2 市長は、広告掲載希望者が法人の場合で当該法人が次条第1項ただし書に規定する者に該当しないことが明らかなき、その他市長が前項第1号の書類について添付する必要がないと認めるときは、当該書類の添付を求めないことができる。

### (広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、第2条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。ただし、広告掲載希望者が小郡市暴力団等排除条例（平

成 2 2 年小郡市条例第 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者である場合は、掲載しないものとする。

- 2 ごみ収集カレンダーへの広告掲載の申込数が広告枠数を超えた場合は、先着順とする。
- 3 外装袋への広告掲載の申込数が広告枠数を超えた場合は、小郡市内に所在地を有する広告掲載希望者を優先し、なお申込数が広告枠数を超える場合は、先着順とする。
- 4 市長は、前 3 項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を小郡市ごみ収集カレンダー及び外装袋広告掲載決定通知書(様式第 3 号)又は小郡市ごみ収集カレンダー及び外装袋広告非掲載決定通知書(様式第 4 号)により、速やかに広告掲載希望者に通知するものとする。
- 5 広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 7 条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第 8 条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できないと市長が認めたときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、小郡市ごみ収集カレンダー及び外装袋広告掲載取消通知書(様式第 5 号)により広告主に通知するものとする。

- (1) 広告主が第 6 条第 5 項に規定する期日までに広告の版下原稿を提出しないとき。
- (2) 広告主が第 7 条に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主が提出した版下原稿が第 2 条の規定に反するとき。
- (4) 広告主が虚偽の申込みをしたとき。
- (5) その他印刷物等の作成に支障が生じたとき。

(広告主の責任等)

第 10 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告の掲載後に広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不相当と認められたときは、広告の掲載を取りやめるものとし、これによって生じた損害については、当該広告主の負担とする。
- 4 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	広告の大きさ	枠数	広告掲載料 (1枠あたり)
ごみ収集カレンダー	縦6cm×横13cm	4枠(1月当たり)	25,000円
家庭系燃えるごみ専用(大)外装袋	縦7cm×横10cm	2枠	100,000円

備考

- 1 広告掲載料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 掲載については、隣接する2枠を1つの広告にすることも可能とし、その場合の広告の大きさは、次のとおりとする。
  - (1) ごみ収集カレンダー 縦6cm×横約28cm又は縦約13cm×横13cm
  - (2) 家庭系燃えるごみ専用袋(大)外装袋 縦7cm×横21cm